

# 「水道料金」改定について

令和3年4月より水道料金が下記のとおり変更になります。

現行の水道料金は、平成21年度改定から、県下各市町の中でも安価な水道料金を堅持してきましたが、町民生活を支える重要なライフラインである水道事業は、これまでに建設してきた水道施設が耐用年数を迎え、施設整備、老朽管の更新に多額の費用を要する反面、給水人口は年々減少し、水道料金収入もそれに応じて減少しており、事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

今回、将来にわたって安心安全な水道事業を維持していくために、水道料金改定をすることになりました。

## ◆一般用 基本料金（2カ月につき）10m<sup>3</sup>まで （税込み）

メーター口径	現行	改定後	メーター口径	現行	改定後
13mm	1,936円	2,323.2円	40mm	2,101円	2,521.2円
20mm	1,947円	2,336.4円	50mm	2,134円	2,560.8円
25mm	1,969円	2,362.8円	65mm	2,486円	2,983.2円
30mm	2,046円	2,455.2円	75mm	2,706円	3,247.2円

## ◆超過料金（1m<sup>3</sup>につき）

使用水量	現行	改定後
11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	44円	52.8円
21m <sup>3</sup> 以上	125.4円	139.1円

例：メーター器の口径が13mmで、30m<sup>3</sup>を使用した場合（2カ月につき）

基本料金（10m<sup>3</sup>まで） 2,323.2円

超過料金（11m<sup>3</sup>～20m<sup>3</sup>） 10m<sup>3</sup> × 52.8円/m<sup>3</sup> = 528円

超過料金（21m<sup>3</sup>以上） 10m<sup>3</sup> × 139.1円/m<sup>3</sup> = 1,391円

合計 4,242.2円 ⇒ **納める水道料金 4,240円**（現行 3,630円）

1カ月当たり 305円、1日当たり約10円の増となります。

## ◆水道を使用していないメーターの基本料金（年額料金） （税込み）

メーター口径	現行	改定後	メーター口径	現行	改定後
13mm	1,320円	2,323.2円	40mm	3,520円	2,521.2円
20mm	1,540円	2,336.4円	50mm	3,740円	2,560.8円
25mm	1,760円	2,362.8円	65mm	10,120円	2,983.2円
30mm	2,860円	2,455.2円	75mm	12,320円	3,247.2円

◆集会所等コミュニティ関係施設 基本料金(6カ月につき)10m<sup>3</sup>まで (税込み)

メーター口径	現行	改定後	メーター口径	現行	改定後
13mm	1,320円	2,323.2円	30mm	1,980円	2,455.2円
20mm	1,386円	2,336.4円	40mm	2,310円	2,521.2円
25mm	1,518円	2,362.8円	50mm	2,508円	2,560.8円

◆超過料金(1m<sup>3</sup>につき)

使用水量	現行	使用水量	改定後
11m <sup>3</sup> 以上	66円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	52.8円
		21m <sup>3</sup> 以上	139.1円

◆墓地 基本料金(年額料金)10m<sup>3</sup>まで (税込み)

メーター口径	現行	改定後	メーター口径	現行	改定後
13mm	1,650円	2,323.2円	30mm	2,970円	2,455.2円
20mm	1,782円	2,336.4円	40mm	3,630円	2,521.2円
25mm	2,046円	2,362.8円	50mm	4,026円	2,560.8円

◆超過料金(1m<sup>3</sup>につき)

使用水量	現行	使用水量	改定後
11m <sup>3</sup> 以上	66円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで	52.8円
		21m <sup>3</sup> 以上	139.1円

【適用時期】

令和3年4月から水道料金改定(定期分 ⇒ 6月検針 ⇒ 7月分請求から改定料金)

	令和3年					
	3月	4月	5月	6月	7月	8月
水道料金改定	現行料金	料金改定 *令和3年4月から料金改定後の水道料金になります。				
改定前(定期)	水道ご利用期間 5月分請求(現行料金)		検針			
改定後(定期)			水道ご利用期間 6月 検針	水道ご利用期間	8月 検針	
			7月分請求(改定料金)	9月分請求(改定料金)		

\*4月からの新設・開栓については、改定後の水道料金になります。

安心安全な水道供給を次世代に引き継ぐため、水道料金の改定にご理解をお願いいたします。

【問い合わせ先】

(本 庁) 暮らし環境課 生活環境室 電話56-2236  
 (総合支所) 支所管理局 支所管理室 電話58-7073